

3 事故責任

- (1) 駐輪場における自転車の保管管理については、使用者の責任で行うものとする。
- (2) 駐輪場使用中に生じた一切の事故（盗難を含む）については、すべて使用者の責任負担で処理し、管理組合は使用者に対して損害賠償等の責を一切負わないものとする。

4 自転車の使用上の注意事項及びルール違反車の処理

- (1) 自転車の盗難防止のため、各使用者は責任をもって施錠、所有者表示、保険への加入等の措置を講じるものとする。
- (2) 所定のシールを貼付していない自転車を見つけた場合は、敷地の一箇所に集積のうえ、「10日以上届出のない車は処分対象とする」旨を掲示板で周知するとともに、警察に依頼して外部所有者がいないことを確認のうえ掲示から1カ月経過後廃棄処分するものとする。
- (3) 登録抹消の届出を怠り、長期間放置している自転車を発見した場合は、前項に準じて廃棄処分することができる。